

薬食発0628第13号
平成25年6月28日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第86号）が別添のとおり平成25年6月28日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる5物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ① 1-シクロヘキシル-4-(1, 2-ジフェニルエチル) ピペラジン及びその塩類
- ② 3, 4-ジクロロ-N-{[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル} ベンズアミド及びその塩類
- ③ {1-[(テトラヒドロピラン-4-イル) メチル] -1H-インドル-3-イル} (2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ④ 1-(3-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑤ 1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル) プロパン-1-オン及びその塩類

※上記5物質のうち、④の物質は、海外で流通が確認されているが国内での流通は確認されていない物質である。

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年6月28日）から起算して30日を経過した日（平成25年7月28日）から施行すること。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (六八)

○旅券法の一部を改正する法律 (六九)
○食品表示法 (七〇)
○いじめ防止対策推進法 (七一)

〔政 令〕

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (一九四)
○金融庁組織令の一部を改正する政令 (一九五)
○消費者庁組織令の一部を改正する政令 (一九六)
○経済産業省組織令の一部を改正する政令 (一九七)
○産業構造審議会令の一部を改正する政令 (一九八)
○総合資源エネルギー調査会令の一部を改正する政令 (一九九)

○国土交通省組織令の一部を改正する政令 (二〇〇)
○福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令 (二〇一)
○福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令 (二〇二)
○関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二〇三)
○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二〇四)
○中小企業政策審議会令の一部を改正する政令 (二〇五)
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令 (二〇六)
○薬事法施行令の一部を改正する政令 (二〇七)
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (二〇八)
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二〇九)
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二一〇)

〔府 令〕

○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府四一)

〔省 令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 (総務七〇)
○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令 (総務・外務一)
○薬事法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働八五)
○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (同八六)
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令 (同八七)
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令 (同八八)
○農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産五二)
○森林法施行規則の一部を改正する省令 (同五三)
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令 (経済産業三一)
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令 (同三二)
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令 (国土交通五二)
○観光庁組織規則の一部を改正する省令 (同五三)
○海事代理士法施行規則の一部を改正する省令 (同五四)
○指定海上防災機関に関する省令 (同五五)
○船舶安全法施行規則の一部を改正する省令 (同五六)

〔告 示〕

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令 (同五七)
○船舶設備規程の一部を改正する省令 (同五八)
○国際連合安全保障理事会決議第二千九十三号 (ソマリア)の制裁対象者の指定基準の更新等に関する決議に関する件 (外務二二四)
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件 (財務二二二一五)
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件 (同二一六)
○薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録証機関の登録事項を変更した旨を公示する件 (厚生労働二二七、二二八)
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件 (同二一九)
○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件 (同二二〇)

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

